

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

「しものせき」山里海を活かした交流のまちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県、下関市

## 3 地域再生計画の区域

下関市の全域

## 4 地域再生計画の目標

下関市は、平成 17 年 2 月 13 日に旧下関市と旧豊浦郡 4 町（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）の新設合併により誕生し、都市が持つ利便性と美しい海岸線、豊かな緑、良質な温泉等の美しい自然を併せ持つ地域となった。

そして、この合併により中山間地域が市域の約 7 割を占めるようになり、活力ある中山間地域の創造が重要な課題となっている。

このため、下関市総合計画において「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を掲げ、市の中山間地域を農林水産業振興ゾーン及び田園住宅ゾーンに位置づけると同時に、市全域として観光・レクリエーションゾーンとしての発展を目指している。また、下関市中山間地域づくり指針を策定し、豊かな自然環境の適切な保全管理・共生と地域産物の消費拡大等による農林水産業等の振興により、農林水産業の持続的発展と地域の活性化を図ることとしている。

下関市の中山間地域では、水稻を基幹として、露地野菜や施設野菜、花き、果樹などの多様な組み合わせによる生産が行われているが、国産需要の減少や農林業従事者の高齢化、後継者不足により生産額は伸び悩んでおり、また農業生産団地と幹線道路を結ぶ県道や市道は狭小でかつ整備が遅れたところが多く、農産物流通に支障を来している。水産業についても市場は南部の都市地域にあるため、豊かな水産物を地元で PR できる場がない。また、本地域は、県内でも有数の林業地でありながら、林道網の整備が十分ではないため、間伐等の森林整備に支障を来している。

このような状況の中、地産・地消運動と道の駅「きくがわ」「蛸街道西ノ市」や豊田農業公園「みのりの丘」の整備をきっかけに、南部の都市地域から新鮮な農林水産物や農林業体験を求めて北部の農山村地域へ出かける交流人口が増加しており、新たな地域振興の息吹として期待されている。

そこで、これら都市農山村交流の動きをより一層促進し、アクセス改善のため、広域農道、林道の一体的な整備を図ると同時に、新たな道の駅「ほうほく」を整備し、既存の道の駅「きくがわ」、「蛭街道西ノ市」や豊田農業公園「みのりの丘」、川棚温泉、小月原木市場、各地域に点在する朝市など、多様な地域資源の広域的かつ有機的な連携により、農産物流合理化による農業振興及び都市農山村交流の促進と美しい自然環境の源である森林を住民一体となって育み、未来へと引き継ぐための多様な森林整備を併せて推進し、活力ある中山間地域づくりを目指す。

(目標 1) 農林水産業交流体験人口の増

(市北部拠点施設利用者数 20%増)

【現況：84万人→目標：100万人】

(目標 2) 交流拠点施設・農業拠点施設へのアクセス時間改善

(菊川～豊田～宇賀 15分短縮)

【現況：1時間30分→目標：1時間15分】

(目標 3) 森林整備面積の増

(整備量 20%増)

【年間450ha→目標：年間540ha】

## 5 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

下関市北部の中山間地域における交流拠点施設、農業拠点施設を結ぶ広域農道及び林道白滝線の一体的な整備を行うことにより、都市部と中山間地域を結ぶ、「むらまち交流田園周遊ルート」を創るとともに、下関北部に新たな道の駅を整備し、都市農村交流の促進と農林水産業の振興による地域活性化を推進する。

### (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。事業計画箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 広域農道；事業計画については、土地改良法に基づく手続きを行い、平成8年12月5日に確定している。
- ・ 林道；森林法による下関地域森林計画(平成21年度樹立)に路線を記載

#### 【施設の種類(事業区域)、事業主体】

- ・ 広域農道(下関市) 山口県
- ・ 林道(下関市) 山口県・下関市

#### [事業期間]

- ・ 広域農道（平成22～24年度）
- ・ 林道（平成22～26年度）

#### [整備量及び事業費]

- ・ 広域農道 9.5km 林道 4.7km
- ・ 総事業費 1,510,000千円（うち交付金 755,000千円）  
（内訳）広域農道 735,000千円（うち交付金 367,500千円）  
林道 775,000千円（うち交付金 387,500千円）

### (5-3)その他の事業

#### 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「しものせき」山里海を活かした交流のまちづくり計画」を達成するため以下の事業を一体的に行うものとする。

#### ① 道の駅「ほうほく」の整備

新たな道の駅を整備し、北部の農林水産品の販売拠点として交流の場の創設を行う。

- 整備方針 1) 海の見える場所での整備
- 2) 海の幸と山の幸を感じる物販施設

## 6 計画期間

平成22年度～26年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握するとともに、関係機関で構成される「下関地域農林業・農山村振興協議会」などを開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし